

令和 年 月 日

四国中央市監査委員 様

住 所
氏 名 (自 署)
生年月日

四国中央市職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

措置請求の要旨

※次の事項について具体的に記載して下さい

- 誰が（請求の対象職員）
- いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- その行為は、どのような理由で、違法・不当なのか
- その結果どのような損害が四国中央市に生じているか
- どのような措置を請求するのか

(注意)

1. 当該財務会計行為のあった日、または終わった日から、1年を経過したときは請求できません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。
2. 添付する「事実を証する書面」により、単に財務会計上の行為の存在を明らかにするだけでは足りなく、違法性、不当性についても疎明（一応確からしいという推測を得させる程度の証明）することが必要です。実務上の事例で多いのは新聞記事です。その他公文書の写し等があります。

※請求人が四国中央市の住民であることを確認するため、住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）を公用で取得します。取得した住民票の写し（又は登記事項証明書）は、当該住民監査請求に係る事務以外には使用しません。

令和 年 月 日

四国中央市監査委員 様

住 所
氏 名 (自 署)
生年月日

四国中央市職員措置請求書

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求
します。

措置請求の要旨